

社会福祉における家族支援

——家族ソーシャルワーク方法論に向けて——

得 津 慎 子*

Toward Establishing Theory of Family Social Work in Social Work

Shinko Tokutsu

Abstract : “Family” has come to people’s hot attention as caregivers, being denominated “hidden asset of the community,” in today’s Japan. Originally, social casework was to work for people including their family, and gradually family-centered social work has been evolved, in especially United States. On the other hand, family social work has still undiscussed and undeveloped field in Japan.

For the sake of attaining well-being of individuals as well as each family, a new theory about family and family support should be brought in social work both in macro and micro settings, enhancing family social work practice.

In this paper, I will overview the situations around “family” from the point of view of family well-being, which might interact individuals of vulnerable population, and advance the calling for establishing new paradigm and methodology of family social work in Japan.

Key words : 家族 family 家族福祉 family welfare 家族政策 family policy 家族ソーシャルワーク family social work システム論 system theory

I 研究の目的

今日の社会福祉におけるキーワードは地域での自立支援であり、社会の基本単位は「個人」である。従来個人を支える資源であった家族、親族、地縁、職縁等の関わりの有り様が変わってきた中で、地域が個々人の自立支援の担い手となってきた。自立支援とは個人が自らのニーズのために地域の資源を最大限に使うに至ることでもある。それは家族などのそのひとにとっての従来の資源を新たな資源として利用する可能性の再検討でもある。そこに「小さな政府」をめざすマクロが「地域」という新たな概

念でそれらとの関わりを今一度活性化させようとする意図が見えなくもない。従来の個人的なネットワークや「地縁」的な資源に新たな意味付けや位置づけをすることや、地域のボランティア等の新たな資源の開発が求められているのであるが、家族への期待も増しているようにも思われる。

勿論、家族は個人にとっても、社会にとっても有用な資源の一つであることは論を待たず、今日謳われている人びとの地域での自立生活や、地域共生社会のために家族が重要な資源であることもまた現実である。ところが、日本において家族福祉や家族ソーシャルワークについては余り論議されてきたとは言いがたい。

しかしながら、家族ほど、様々な領域で広範

*関西福祉科学大学社会福祉学部 助教授

に論じられているシステムはなく、家族を潜在的な暴力装置であるとするものから癒しの場と考えるものまで、家族への思いは多様である。家族に関わるに際しては、その多様性が論議を呼び、現場での現実的な支援に当たって混乱を生じる可能性もある。本稿では、そうした「家族」を巡る様々な観点と家族のための家族政策や家族福祉、さらには、その方法論としての家族ソーシャルワークを概観する。そうして、定点となりえない「家族」であるが故にこそ、家族ソーシャルワークの方法論の確立が緊喫の課題であることを呈示するものである。

II 家族と家族福祉

1. マクロに現れる家族

現代社会にあって、実は家族に期待したいにも関わらず、家族が担い手であると決め得ない一つには、法と家族との関係がある。つまり現代の「基本的人権と個人の尊厳」を要とする日本国憲法によって、社会の基本単位は「家」から、個人に公には変化した。廣井¹⁾によると、民法で「家族法」と総称される家族についての法の体系において「家族」という言葉は使われていない。一方で、日本国憲法において次のような条文がある。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- 1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

つまり、両性の合意による婚姻、同等の権利

を有する夫婦、それを維持するための相互の協力が、日本国憲法における「家族」の基本的成立要件である。

また、民法においては、「家族」への言及はないが、「親族」を第725条において規定し(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)、さらに第2章で「婚姻」を、第3章で「親子」を規定している。また、第6章「扶養」において第877条に「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、3親等内の親族間においても扶養の義務をおわせることが出来る」とした。また、第730条には「直系血族及び同居の親族は、互いに扶けあわなければならない」とある。つまり民法においては直系血族及び兄弟姉妹と同居の親族は助け合わねばならないシステムであるとされている。同時に民法やその具体的な手続法である「戸籍法」から「家族単位登録制」¹⁾で、「家」を温存する「氏」の規定がなされている。

戦後の日本社会の根幹の単位が「個人」の基本的人権と個人の尊厳であり、それにより『「家族のための個人」から『個人のための家族』』への転換(廣井、2005)が起きたわけだが、民法及び戸籍法から、廣井は「明治民法によってもたらされた『家』は、個人の意識に潜在化しただけでなく、戸籍制度による氏そのものが家の廃止と従来の伝統的国民感情との妥協の所産であるとの青木の言(1989)を引用し²⁾、現行の家族法に「家」の残滓ともいえる制度が温存された」と述べている(廣井、2005)。この「家」意識と、个人中心意識の混在が、「家族」を語り、働きかける際に当たっての、スタンスの定まらなさの故であり、また、象徴するものとも思われる。

ところで、子どもの権利条約(1989、批准)においては、「家族が、社会の基礎的な集団と

i 「戸籍法」第二章第六条 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

「民法」(夫婦の氏)第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

して、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し（前文）、、、、締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする」（第18条）と子どもは家族において養育され、その父母が養育者として子どもの最善の利益の責任の主体であるとされている。児童福祉法においては、第6条で、「この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう」と保護者の規定はあるが、「家族」という言葉は使われていない。

近年成立した食育基本法（2005年7月成立）の前文は「国民一人一人が『食』について改めて意識を高め、自然の恩恵や『食』に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、『食』に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である」とあり、食育の基本的な場として家庭があげられて、その切迫した文言が「家庭」が重要な養育の場であるという思いを浮かびあがらせてくる。

また、「家庭」と言えば1949年に創設された「家庭」裁判所の存在は大きいですが、その機能についての詳細を規定する家事審判法（1947）第1条では「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする」と謳われている。

上記からは、少なくとも法的には「家族」と明示されないまでも、婚姻関係や直系血族及び兄弟姉妹、同居の親族については様々な規定がなされ、それが法的な「家族」的なるもの一相互扶助の関係性を持つ人びとを指していると言えよう。また、子どもについては親がその保護の第1の責任者として考えられており、「子どもの福祉」にとって、親や家庭は不可欠であると考えられている。しかしながら、その基本はあくまでも個人の尊厳と両性の本質的平等に基く。個人の尊厳と両性の本質的平等に基きながら、親や家族的なるものや、家庭の役割は社会的に期待されており、社会福祉における「家族」という命題は、社会的に期待されているものと実際の家族の現実や法的に合意形成されたものとの乖離からのせめぎ合いであるように見える。そのせめぎ合いを大きく束ねるキイ概念として、一人ひとりのウエルビーイングが挙げられ、その前提があつてこそ初めて、すべての人びとの「地域」での自立生活の支援という概念が生きてくると思われる。

2. 近代家族と近代家族の終焉

家族を論じるに当たっては、まずは定義から入るのが常道であろうが、その定義を一に収められないのが今日の特徴とも言える。最も一般的なものは、「夫婦関係を基礎として、親子・きょうだいなど少数の近親者を主要な構成員とする、感情融合に支えられた第1次的な福祉追求の集団³⁾」であるが、多くの家族がこの定義に当てはまらない。

現代の家族を巡る言説のありようは、近代社会の展開、もともとの家制度の上に「個人の尊厳」を尊重する日本国憲法に見える近代意識のありように伴う。つまり、プレ「近代家族」、⁴⁾「近代家族」、ポスト「近代家族」に大きく類別できると思われる。

戦後の日本の家族は、野々山久也⁴⁾を以て「核家族イデオロギー」と言わしめるような、夫婦家族制の核家族を一般的な単一なモデルと

考えられてきた。「近代家族」と思われるものは、例えば落合(1985)⁵⁾が、①家内領域と公共領域の分業、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域、女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族等が「家族の本質」と思われているものであると言及している。これに先立つ「近代家族」以前の家族モデルが「家」意識に根ざした家父長的直系拡大家族である。一方1980年代後半より台頭してきた「近代家族論」は、そういった現代の「近代家族」モデルは歴史的に普遍的なものではなく、近代に形成され作られた「家族」概念であるとする(鈴木、2005)⁶⁾。つまり現代家族は最早「近代家族の終焉」を迎え、異なった様相を呈する「ポスト近代家族」なのである。そこでは、前述の家族の本質と思われていた8つの特質と異なるものを逸脱や病理としてみなすのではなく、多様性の一つとして捉える。「近代家族」モデルでは括りえない多様な家族にあって、定型や標準とされるものは呈示されえない。ポスト近代家族において、家族の多様化は、家族が変化したというよりも「個人」を中心に考えるようになったということである。それは、「家」制度を基盤にする制度・集団としての「家族」ではなく、個人のネットワークとしての新たな家族像の呈示だった。主所得者である男性と専業主婦とその子どもたちからなる親子4人の核家族が「近代家族」という幻想であるならば、「近代家族の終焉」で語られたのは、個人化し、多様化した家族の有り様であった。現代家族の変容と言われて久しいが、今だに「家族病理論」は優勢であり、特定の家族が病んでいるとラベルを貼られるのみならず、今日の社会現象を否定的に捉え、その原因を家族機能の変化に求める言も流布している。例えば、ニートの原因を家族関係や個人の成長モデルを手がかりに説明しようとするものである。そこでは親の養育機能と子どもの発達のプロセスが問われ、社会や具体的な産業社会

の変化は問われず、家族の機能や定義の変化が問題として語られる。しかしながら、家族も個人も社会との相互作用によって変化しつつあるものであることを考えたとき、そのような家族や個人に問題を見るのではなく、今一度社会によって形成された家族という概念、それが社会の変化によって変化することを確かめながらでなければ家族について考えることは困難である。「近代家族論」の立場は、現代社会は「個人」を中心とする社会であり、家族は「集団としての家族」から「個人のネットワーク」の家族へと変化したとするものである。

鈴木⁷⁾は家族を集団のレベルで捉え、外部社会との関連を機能的側面から考察する家族機能論からは「家族(という)システムが社会(という)システムの存続のために果たさなければならぬ機能」と、「家族(という)システム」が内部の家族メンバーの生理的・文化的欲求を充足する活動」の二つがあるとしている。家族を捉える視点として、そのように家族の中から捉える視点と家族を社会の一つの単位として外側から捉える視点の両者があるのである。つまり、家族の集団性を自明とせず、家族の個人化を前提とし、家族をネットワークと捉える視点である。

しかしながら、日本の現代家族は、「近代家族」モデルに倣った日本国憲法が暗黙に「家」制度を基盤に成立していたように矛盾を内包している。家父長的拡大家族から、個人主義的「近代家族」を経て、家族という集団を形成するのは個化した人びとのネットワークであるという「近代家族の終焉」—ポスト近代家族の時代へと移り変わっていったとのみ単純に見てよいのだろうか。例えば男女共同参画社会基本法は、女性が働くことを前提としており、「近代家族」は終焉せざるをえない。では現実的に「近代家族の終焉」という言説が、「近代家族」が「家族の本質」であるという言説にとって変わっているのだろうか。そのそもそも「近代家族」は、家父長制が家族の本来の姿であるとい

う言説にとって変わっていたのだろうか。「近代家族」と言われるような日本国憲法からイメージされるような夫婦制家族も、家父長的な「家」意識を残した家族も、近代家族の終焉で語られる多様な家族も、それぞれが我こそが「家族」であると併存しているのが現代であろう。つまり「近代家族」は終焉してしまったわけでもなく、その意味で、本当に多様な社会を迎えている。そこでは、家族のための個人ではなく、個人のための家族という変化が起きていると語られても、そのように家族が個人化しているとは限らない。家族は、集団としての家族から個人のネットワークとしての家族として一般的に捉えられているようになっているのであろうか。例えば食育法に見られるように、健康的な食育をすることが国民の権利ではなく「義務」で、それを行う主体が「家庭」であると「家庭」を規定し、権利ではなくてその「義務」を規定する法の成立を見たとき、現代日本社会が従来アンタッチャブルであった領域に踏み込もうとしているのがよくわかるⁱⁱ。

この三様の家族意識の展開は重要である。つまり、「近代家族」でさえ、日本古来の美風にそぐわないと、家父長的拡大家族の「家」意識にもどろうとする風潮がある。また、あくまでも「近代家族」をモデルとして、個人の自由と平等に基づき「家」を廃した「近代家族」で家族を考え、その物差しにあてはめようとするものがある。例えば、その「近代家族」モデルで

あれば、三世代同居もシングルマザーも両者ともに「逸脱」である。さらに排するのは従来のような制度としての「家」ではなくて情緒的結合としての家族であり、一様の家族意識であるとするものもある。それらが併存していると思われる現代の家族論争にあって、家族とは、個人のネットワークとしての家族であり、その選びも任意であるとするか否かの徹底的な立場の相違が実はあるのである。日本における「近代家族」は、日本国憲法で謳われた「個人の尊厳と両者の基本的平等」に基づいていても、尚、家族としての集団意識は強いものと思われる。しかしながら、「近代家族の終焉」の後にくる新たな家族像は、伊田⁸⁾が『スピリチュアルシングル宣言』(2003)で述べているように、個人であるということに極めて自覚的に自立を求めた上での家族なのかもしれない。

このような多様な価値観に基づいて、多様な家族モデルが呈示される現代社会にあって、家族を支援するにあたっては、どのような家族の形、家族意識であっても、それらに否定的なラベリングをするのではなく、個人にとっても社会にとっても有用で、かつ家族そのものが個別に自由に機能しうる家族福祉とその方法論が必要なのである。

Ⅲ 家族福祉と家族と家族員

1. 家族への関わりの3つの類型と変遷

家族支援についての立場を大別すると、3通

ii アンタッチャブルであった家族・家庭という聖域に踏み込むことは、実は、児童虐待防止法やDV防止法がその端緒であるとも言える。家族・家庭における力の不均衡に基づく暴力的行為への緊急対応が不可欠であるという状況下でありながら永らく放置され漸く法の成立をみたこれらと、食育基本法とは趣きが異なる感否めない。もともと犯罪行為であったものに対して私的領域であることを盾に介入しようとしなかったことはがむしる国家の怠慢であったと言っている(高井、2000)。もとより「近代法は私的領域の営みの自由の保障」(渥美、1993)であるという前提は重要である。しかしながら、この怠慢は高井が指摘するように暴力を不問に付す男性社会を秩序付ける最小単位の家族という単位を守る(管理する)ための、意図的なものであるのかもしれない。この「家族に介入してはならない」から「家族に介入しなければならない」に至るまでの葛藤や経緯を無視して、安易に家族や家庭に踏み込むことは、家族を管理しようとする国家の戦略にはまることもなっていると言えよう。実は、ここにも家族という集まりを何か特別なもののように囲い込むことの陥穽が見える。家族が個人から成り立っているという前提があれば、家庭内暴力は閉ざされた空間の中で、個人から個人への人権侵害であることは明白で、そのときの対処も自ずと明らかであろう。

りの捉え方が変遷してきていると思われる。

第1に、当事者のための資源として家族をとらえるもっとも従来一般的だと思われてきた考え方がある。これは、例えば「家族が介護するのが日本の美風」であるとする亀井静香発言に代表されるように「家」意識に支えられた家族のケア機能に多くを期待する「日本型福祉社会」の基盤である考え方である。

しかしながら、家族の機能や役割が変化しつつある現代社会にあって、家族を「社会の含み資産」と期待する日本型福祉社会には揺らぎが起こっている。介護家族からの異議申し立てを待たずして、要介護高齢者の増加は、家族を第1の資源として追いつかなくなってきた。一方で現代社会は、男女共同参画社会基本法にみられるように、女性を家庭内でケア役割を担うものとして囲い込むではなく、社会的労働力とする方向性にある。次世代育成法にみられるように、男女ともに社会参加した上で子育てする社会である。そこで家族のケア（介護、養育）役割も男女がともに担うための社会作りが謳われている。例えば行政主導で男性が介護休暇や育児休暇をとりうるような職場環境への働きかけ等がなされているわけだが、それは家族にケア役割を期待し、その機能を促進しようとするものである。

そこで、家族も当事者であり、当事者として支援し、エンパワーすることが必要であるとするという方向性が出て来た。高齢化介護にあっては、介護家族へのケアが課題となって浮上してきていた。あるいは、深刻化する児童虐待問題によって、結果的に虐待するに至る親へのサポートも必要であるとのコンセンサスができてきている。家族が「原因」であれ、当事者の抱える問題で家族が何らかの機能不全を呈しているのだから、家族全体に何らかの問題が生じているにせよ、家族機能が維持強化されるように家族をエンパワーする必要性が認められてきた。そのためには、家族のみにたよるのではなく、家族が抱えきれない困難を抱えることが

ないような資源作りや地域で支える連携システムを構築することもその一つである。また、例えば介護家族にとって介護も生き甲斐の一つであり、介護を通して自己実現をはかりうることに着目したり、ストレス耐性を強める取り組みもまた重要であろう。それらを通して、例えば高齢者福祉の世界であれば、家族に任せるのでも、社会に任せるのでもない包括的な地域における当事者の自立支援の実現が必要となり、そのための具体的な提言が多くなされ始めている（野川、2000、和気、1998、野谷・村川、1996等）⁹⁻¹¹⁾。また、例えば子ども家庭福祉においては、「今日、志向されている社会的サービスは、私的ケアの破綻あるいは行き詰まりへの対応から始まるものではない。むしろ私的ケアの円滑な遂行あるいは、私的ケア機能の回復を期して行われるものである」（柏女・山形、1998）¹²⁾。つまり、社会福祉サービスを受けるのが汚名だからと言って家族が無理をすることはあってはならない。同時に家族がもはや家族機能を果たせないから、家族の代替としての社会福祉サービスがあるのではない。家族と社会福祉サービスが補完的に協力しあう時代なのだ。ということである。そこには、家族や私的ケアへの期待が見える。これは、高齢者の介護や看取り、あるいは子育ては生きがいであり、自己実現となる肯定的な過程であり、家族のケアは家族がなすものであるという前提に基づく。近年の最も一般的な動向と言えよう。

第3は個人のネットワークとしての家族という捉え方で、個人の集まりとしての家族や、家族の機能、家族のライフサイクルに注目するものである。個人としての当事者にとって「家族」とは、家族機能や家族の役割を果たしうる集団である。つまり、家族機能を持つ地域の中で利用できる資源が家族役割を担う。今日の地域での自立支援を目標とする社会福祉の方向性に沿っているとも言えるが、新しい「家族」という価値観、「家族」という言説の呈示でもある。それは家族を個人的でゆるやかなネット

ワークと捉える。

こうして、家族への関わり方についての考えかたの変化を概観していくと、前述の家族のモデルの変遷と見事に合致する。家父長的大家族から、個人主義的「近代家族」を経て、家族という集団を形成するのは個化した人びとのネットワークであるという「近代家族の終焉」の時代へと移り変わっているようである。

2. ファミリーソーシャルワークの提言

家族への関心は、そもそもニーズがある家族への補完的福祉から、ケアの主体として、あるいは「含み資産」としての家族、更にケアの主体でもあり、当事者としての家族への支援へと変化してきた。「家族」としてニーズが有る無しではなく、資源としての「家族」としてのニーズである。つまり、例えば高齢者福祉においては、「家族」も当事者とすることで、当事者（高齢者）のニーズにより応えうるために、「高齢者」介護をしている当事者家族、つまり介護家族への関心が浮かび上がってきた。ケアの社会化の要請から、一端家族は個人的な集団であると「個人」単位と言いつつも、制度的に社会化する家族像が求められているのが現状と言えよう。さらに、少子化対策や児童虐待の緊急性によって従来不可視であった緊急のニーズのない「家族」も、ニーズ予備軍として対象とする流れとなってきた。つまり、高齢者福祉と同様、ケア（介護や養育）にも差し迫ったニーズの可能性が生じ、そこで、家族をエンパワーするという家族支援の必要性が生じてきた。同時に地域で支えること、あるいは子育て支援に見られるような予防的家族支援の必要性も生じてきた。特にニーズを感じているとは限らない一般的家族への支援の必要性が語られ始め、ここに初めて、社会福祉の対象としての「家族」から、一般市民、普遍の対象としての「家族」が可視化され、働きかけがなされるようになって

きた。

ところで、それぞれの社会福祉領域がその対象の利用者を守ると考えたとき、例えば子ども家庭福祉が守る第一は子どものウエルビーイングであり、高齢者福祉は高齢者のための介護家族福祉の趣きを深めている。そのとき、家族という当事者はケアの主体である。家族がケアの主体であるから、ケアされる当事者ともなりうる。つまり、ケアする家族が当事者としての eligibility（資格）を有するわけだが、それではケアしない家族は当事者たる資格はないのだろうか。ケアしない家族にもその家族なりのニーズがあり、そのニーズに応じたサービスは必要である。ここに「家族」そのものの代弁者としてのソーシャルワークの必要性が浮かび上がり、対象を家族とし、家族のウエルビーイングを目的とする家族福祉という独立の領域の存在意義が見えてくる。

現状にあっては、家族への期待過剰が、逆に家族を困難に陥らせうる可能性も明らかである。シニアⁱⁱⁱも男性も女性も産業社会の労働力として参入することが期待されている現代社会において、家族や個人にケアの主体となることを求めることは不可能となり、ケアの社会化の要請が生じての「地域」エンパワーである。そのケアの社会化の具体的方策の一つとして、結局はケアする家族へのケアとして家族へのエンパワーが求められる。それが家族ケアをも含めてケアの社会化へと繋がっているのが現在の現実的な流れと言えよう。そこで一般的な予防や様々な問題についての対処についての啓発も必要となり、そうした全体で家族に働きかけるファミリーソーシャルワークが求められている。例えば、その一端として「家庭支援相談員（ファミリーソーシャルワーカー）」の児童施設への配置のような具体的な施策があげられる。芝野は子ども家庭福祉の立場から、総合ファミリーソーシャルワークは「子どもと家庭の well-

iii 厚生労働省は介護予防対策としても高齢化の雇用促進や何らかの形で社会参加を促進する流れにある。

being を包括的、計画的、継続的に支援するシステムの中で社会福祉が担わなければならない機能の総称として定着されるべきものである」¹³⁾ (2004) とその必要性を述べている。

特定の個人のウェルビーイングを目指し、そのウェルビーイングのための家族と規定してしまえば、結果的に、その家族は家族としては機能せず、個人のためにもならない。家族を全体としての家族として捉え、個人のウェルビーイングと家族のウェルビーイングの相互作用に着目し、依って立つ法や制度を対象者のみに焦点化するものとしてでなく柔軟に運用する必要性は指摘するまでもない。個人を支援するに当たっても、家族や関係するシステムの全体を見て、全体に働きかけていくというスタンスが確立していれば、改めて独立した家族福祉分野は必要ないのかもしれない。しかしながら、このような現実にあって、一見家族を規定し、囲い込むように見えるものであっても、家族福祉という領域は必要であり、とりわけ実践的で全体的な視野に立つ家族ソーシャルワークの方法論が求められるところである。

3. 家族福祉と家族ソーシャルワーク

ところで、ソーシャルケースワークがそもそも家族に働きかけることであったアメリカ合衆国とは異なり、日本において「家族福祉」は確固とした領域として存在していたわけではなく、曖昧で「最も複雑かつ包括的であり、最も非専門的な分野」(岡村、1971) なままで、議論も多くなされないうちに、1992年に野々山が『家族福祉の視点』¹⁴⁾を発表するまで、1971年の岡村・黒川による『家族福祉論』¹⁵⁾、更にそれを展開した1982年の黒川による『家族福祉の理論と方法』¹⁶⁾のみが公となっていたと言っても過言ではない状態であった。野々山と岡村らには、大きく日本社会が変化したという時間差と、その拠って立つ家族意識に大きな相違がある。日本的風土の底流に尚、流れている家族意識と、日本国憲法に代表される「近代家族

意識」と、現実には人びとが実感する家族像は多様ではあり、それによって家族福祉観にも相違が生じる。

岡村によれば「急激な社会変動にともなう家族構造の変化に対応して、家族の近代化を円滑かつ効果的に進行させ、近代家族が家族としての固有の社会的機能を果たしていくための社会的施策としていわゆる家族政策に属する諸施策のほかに、個々の家族員が家族員として期待せられる役割を実行するように、個別的に援助する家族福祉事業を実施してゆかねばならず」¹⁷⁾、「家族が一つの社会的分業制度として、社会から期待されている家族固有の機能を家族全体として実行するように、家族員の役割実行を援助する一つのサービス」¹⁸⁾が家族福祉である。つまり、ここで述べられているのは、家族や家族員はその役割を社会的に担っており、そのゆえに家族福祉は固有の活動分野であるということである。社会における個人や家族の機能を全うすることが強調されつつ、「近代家族」意識は濃厚である。同時に、岡村は『「家族全体」』というのには、家族員の人格的平等の原則のうえにたつ近代家族を前提としているのであるから、家族全体のために個人の要求が無視せられたり、犠牲にせられるのではなくて、個人の要求と調和せられた家族関係の維持、ということである」¹⁹⁾と述べており、個人の尊厳を謳っている。「個人」が犠牲になることはよろしくないとは論じているのだ。岡村・黒川は「家」制度には立つのではなく、個人の尊厳を尊重した「近代家族」モデルに則って立論しているのである。

1994年に改めて黒川は『家族福祉論』²⁰⁾を著わし、家族そのものを対象とした制度的組織としての「家族福祉」はいまだに確立していないと述べている。そこでは、家族員と家族集団との「関係」に着目し、家族員を援助するが、加えて制度的集団である家族そのものの援助を重視する「全体的な家族」を扱う。つまり個人としての家族員、家族そのものの援助であり、制

度そのものの援助であるとともに、「家族員を家族集団との関係の中で成長発展させることを目的とし、同時に、家族を他の社会制度との関連において維持発展させることを援助するという二つの側面をもつ」のである。黒川は家族福祉の目的は家族員の自己実現であり、家族福祉政策は回復的処遇のみならず、予防的処遇も必要であるとする。黒川は「制度」として、「集団」として家族に注目するのである。そこにおいて、政策としての家族福祉（「家族福祉政策」）と家族政策をわけねばならないと主張する。家族政策と家族福祉政策はいずれにせよ、「家族生活の維持強化を目指す」わけだが、その異なる点は目的が一般的か、個別的なニーズへの対応であるかである。そもそも欧米での社会政策が「主として幼児人口の増加を奨励するための家族手当の支給など人口政策の一環として発展し、育児を支える家族をいかに維持強化するかということに関心事として発展して来た分野」ならば、極めて今日の日本の現状と類似している。

つまり 20 余年の歳月を経て、「近代家族」を揺るぎない現代家族のモデルとして、家族は制度・集団として、社会的な役割を担っており、家族員が社会的役割遂行や自己実現なしうべく機能するためのサービスするものが家族福祉であるとの定義がなされたとも考えられる。ここにおいて見るべきは、誰のための「家族生活の維持強化」なのか、ということである。前述のように家族機能論的には、「家族（というシステム）が社会（というシステム）の存続のために果たさなければならない機能」と、「家族（というシステム）が内部の家族メンバーの生理的・文化的欲求を充足する活動」の二つがある（鈴木、2005）²¹⁾。これは、岡村の家族福祉は、家族からの内発的契機と社会からの外的な要請の 2 つの契機があるとの言にも呼応する。それはあたかも家族福祉において葛藤を呼ぶようにも聞こえる。確かに家族への役割期待は社会・外部からのものである。家族が家族に

期待する家族機能は社会が家族に期待する家族機能とは異なっているのは当然とも言えよう。

野々山は、黒川・岡村に反論して、家族の役割は他の社会の分業システムとは異なっており、家族に社会的分業制度の役割を課すことはできないと述べた。そして家族福祉について、改めて「集団としての家族を単位として、家族によるその家族機能についての家族生活周期における自立的遂行の援助の実践と、その援助サービスの体系である。そして集団としての家族とは、その構成員が自分たちは家族であると同化できている範囲のびとの集団である」と定義し、更に次のように整理した²²⁾。

- (1) 家族福祉とは家族によるその家族機能についてのライフサイクルにおける自立的遂行の援助の実践とその援助サービスの体系。
- (2) 家族福祉にとって家族とは、夫婦、親子、きょうだいの関係を中核とする福祉追及の第 1 次的集団。
- (3) 家族福祉は、地域福祉を前提あるいは背景にして実践される。
- (4) 家族福祉は、正しい意味での在宅福祉サービスを中心にして実践される（入所施設の意義を否定するものではない）。
- (5) 家族とは、どの構成員が自分たちは家族であると同化できている範囲の人々の集団である。
- (6) 家族機能とは、家族が①人間形成の拠点、②人間性回復の拠点、③生活保持の拠点、④生活上の拠点、⑤地域連帯の拠点であるということから派生し、期待されるそれぞれの諸活動を意味する。
- (7) 家族福祉の目標である家族集団としての家族の自立（自己実現）あるいは家族機能の自立的遂行とはライフサイクルにおける家族の集団的発達のための問題解決能力の確保あるいは維持を意味する。
- (8) 家族福祉は家族成員の一人一人がだれも犠牲にならないで集団として自己実現して

いくことである。

- (9) 家族によっては、その内外の条件によって、こうした目標を遂行することが困難な場合もある。家族福祉はそのための援助の実践であり、援助サービスの体系。
- (10) 要するに、集団のために個人に犠牲を強いるのではなく、すべての個人の自己実現を促すようにすることが家族福祉の目的。

ここに、家族は社会的制度ではなく、自発的集団であるとの定義がなされ、「集団」としての家族から「個人」のネットワークとしての家族という規定がなされた。この定義から見えるのは、家族は、近代家族の終焉の後にくるポスト近代家族モデルというだけでなく、主体を個人や家族そのものという「わたくし」的に変換して社会福祉も考えるということである。野々山の家族福祉の定義は、呈示されて以降は多く採用されてはいる（相澤、2002、畠中、2002等）^{23, 24)}が、未だ家族福祉にまつわる言説の主流は、その現代家族を家族社会学の見地から照射している野々山のものよりも、むしろ岡村・黒川に近いように思われる。つまり、「近代家族」が終焉したと思われる現象があるとしても、家族に「近代家族」的モデルを担わせようとする期待が大きければ、家族はそのモデルに応え、適応するべく機能強化される。つまり食育法のように、食育の基本は家庭であると家庭の再教育をすることで、心身ともに健やかな子どもたちを育成する食生活、家庭生活を築こうとするような流れである。家族政策、家族福祉政策が、家族にとって重要であるのは言わずもがなであるが、良くも悪くも家族への影響力が大きく、制度・政策的な立場からのニーズに基づく家族像を維持強化する可能性について考慮すべきである。勿論「近代家族」を前提とした立論と「近代家族の終焉」を前提とした立論がなじむ筈もなく、論点は集団としての家族か個人のネットワークとしての家族かということ、更に、家族を制度として社会的役割を主眼とするか、その主体的なニーズを主眼とするかとい

うことである。本稿は現代家族を明らかにするのが目的ではないので詳述しないが、前述のように、プレ近代家族、「近代家族」を経てポスト近代家族の多様な家族の時代を迎えているかについては俄には断じ得ない。少子化傾向が留まらないように現象としていわゆる近代家族は終焉していても、それを揺り戻そうとする流れ、「病理」や「逸脱」として論じようとする論もまた多い。例えば若年層の保守化や社会階層が2極化しつつあると言われる今日、様々なプレ近代家族、近代家族、ポスト近代家族を想定できる。それらを「多様化」と括することも、個人のネットワークとしての家族、家族の個人化と括することも、否認することも尚可能なのである。

しかしながら、とりあえず「家族福祉」とは「家族という生活集団や家族関係の重要性に着目し、その維持・発展に寄与する援助を通して家族成員の福祉の実現を図ろうとする、社会福祉の理念や方法」²⁵⁾ということは共有されているようである。

また、黒川らが家族福祉は一つの独立した社会福祉の領域であるとしたが、庄司も「個人の生活上の諸要求の充足がその人の家庭生活のありように規定されることに注目して、家族員としての個人の家族集団への適応や、家族生活そのものの維持および質の向上を図ることを目的とする、社会福祉の一分野」²⁶⁾としている。しかしながら、今だに家族福祉が社会福祉の一つの分野たりうるかということについては、十分な論議もなされないまま、共通認識には至っていない。「家族福祉」「家庭福祉」「家族・児童福祉」「子ども家庭福祉」等、「家族」と「家庭」が混在しており、また、社会福祉の各分野において、あるいはそれらのすべてを横断的に貫く立場や、母子福祉と家族・児童福祉という分野を家族福祉の固有の分野として捉えようとする立場もある²⁷⁾。

つまり、「家族福祉」は、結局は「家族」を構成している構成メンバーの自己実現を支援す

ることで、「家族」の構成員1人1人が持っている、能力や個性を最大限に開花し、それが保障された状態を「家族福祉」と呼び（木村汎、1992）²⁸⁾、そのための制度・政策は家族福祉政策であり、その実践の方法が家族福祉、家族福祉事業、家族ソーシャルワーク、ファミリーソーシャルワークなのである。ただし、家族福祉政策ではない家族政策も家族や個人のウェルビーイングを損うようなものであってはならない。副田は社会福祉における権利の不在について言及している²⁹⁾。また、伊田³⁰⁾は「未熟な社会保障」が「強力な企業社会」とペアで相互補完関係にあり、その接合点が「家族単位」である日本は「家族単位制の小さな福祉国家」とであると論じる。これは極論のように聞こえるが、家族を含み資産とするし、「国家－企業－家族」一丸の日本型社会福祉を実は適確に捉えている感もある。そこで、その「強力な企業社会」と「未熟な社会保障」が、社会・経済的にその矛盾を露呈し、破綻しつつある今日、地域に覆われながら「家族単位」が強化され、管理されつつある流れにあって、家族のための家族福祉の確立が急がれるところである。

Ⅳ 家族福祉と家族ソーシャルワーク

1. 家族とソーシャルワーク

ここで、具体的な家族福祉の方法論について述べることにするが、未だ、家族福祉にまつわる諸用語が統一されていない現在、本稿では、ひとまず家族への具体的な働きかけを家族ソーシャルワークと述べ、制度・政策的なものも含めた総合的なソーシャルワークを家族福祉として述べたいと考える。

そもそも、ソーシャルケースワークの芽生えは、19世紀初頭の英国における慈善組織化運動にあると言われる。それは「貧困」家庭に対するそれまでの個人的慈善を組織的になそうとする動きであった。そこで、ソーシャルケースワークの起源は家庭への訪問、家庭という場での家族への働きかけに始まっているとも言う

る。ケースワークの母と言われる米国の M. リッチモンドは「ケースとは、全て家族のケースである」（1917）³¹⁾と述べている。1970年に NASW（全米ソーシャルワーカー協会）は家族福祉について論及し、3つの領域を挙げている。それは、家族のストレス状況、経済的困窮ならびに社会資源導入の困難状況、更に家族関係、家族成員の個人的機能の障害である。このようにそもそも家族とソーシャルワークは一体であったアメリカ合衆国であったが、1980年代に入りシステム論やエコロジカルアプローチにもなると、家族や個人を全体のシステムにおけるシステムとしてみる見方が普及してきた。家族は「個人を育てるエコロジカルなシステム」（ジメルマン、1980）³²⁾、「社会的、教育的、健康ケアニーズに合う、第1のソーシャルサービス機関」（ハートマン、1981）³³⁾とされ、family as a whole と全体としての家族が考えられるようになった。ハートマンが呈示した「家族中心ソーシャルワーク」はシステム論やエコロジカルアプローチに基づき、家族に焦点付けた家族ソーシャルワークの具体的実践論であった。また、米国においては児童虐待対策として家族支援と家族保全（ファミリープリザベーション、family preservation）のための連邦法案が1993年に可決され、すべての児童福祉、少年審判、精神保健、精神遅滞、教育、物質（アルコール等）乱用、公衆衛生と言ったサービスシステムにわたってサービスを供給していくために家族中心アプローチの実施が一部進んできている。これは地域を基盤として、一般的な家族支援と予防、問題が起こってから社会サービスを行うものである。今日、NASW（National Association of Social Workers、全米ソーシャルワーカー協会）の倫理綱領（1999改訂）にも「クライアントとは、個人、家族、グループ、組織とコミュニティに関して包括的に用いられる」とある。ソーシャルワーカーは、社会と個人、家族とコミュニティの生活における変化の触媒であり、個人のための家族、あるいは、地

域や社会における一つの単位としての家族、というよりも、それら全体の相互作用を捉えるという流れにある。

2. 家族福祉のための具体的な方法論—家族ソーシャルワーク

このように北米の家族中心ソーシャルワークでは、家族は環境の一要素としての問題とされる。一方従来の日本での、社会福祉からの家族福祉の要請は「多問題家族」と言われる場合の回復的処遇が中心であった。あるいは、家族が何らかの問題を持ったクライアントを抱えきれなくなって初めて福祉の介入の必要が生じたものと思われる。そのとき支援できる家族がいなければ、もともと家族は介入不能のものとしてその他の社会資源による介入が考えられてきた。

家族ソーシャルワークといわれるものの第1のポイントは「Family as whole—全体としての家族」への働きかけであり家族の関係そのもの、あるいは家族の中の関係だけにはとどまらず、家族めいめいを中心としてそれぞれの日常生活における様々なひとびととの関係、社会との関係が円滑になるように、それぞれの関係に働きかけていくことである。

太田³⁴⁾は、「家族ソーシャルワーク」の定義として、「家族全体を援助の目標に、家族構成員それぞれの持つ能力や機会を養成・活用し、問題の解決から課題の追求までを、合理的かつ効果的に可能としようとする特徴ある援助方法」で、「家族生活というエコシステム過程に、社会福祉サービスを伴った積極的な援助活動を繰り返し広げる」ことであると述べ、具体的には、家族構成員のコミュニケーションパターンの変更、構成員の織りなす家族構造の転換と改変、家族の世代間葛藤の処理を目的に挙げている。また、杉井³⁵⁾は、「解決困難な家庭生活上の課題を抱えた家族や、危機的状況にある家庭への支援の方策として、関係機関と連携しながら、専門的援助技術や社会資源を活用すること

によって、家族を構成する個々人の自己実現をはかり、家庭の機能を十分に果たせるように社会的に介入すること」で、「ファミリーソーシャルワーク実践は環境との間に相互交換的な均衡を図りながら、家族の社会的機能の強化を側面的に支援していく専門的な介入行動」としている。

さらに、そのファミリーソーシャルワークの目的であるが、例えば、倉石³⁶⁾は家族全員に福祉サービスが展開される状態を家族ソーシャルワークの第一義的な意義と考え、家族成員への期待が負担となり、家族の生活困難が派生するのを予防することが家族ソーシャルワークの第2義的な意義であると述べる。例えば黒川は家族福祉(事業)における予防的処遇と回復的処遇について言及している。回復的処遇とは、「解決困難な家庭生活上の課題を抱えた家族や、危機的状況にある家庭への支援」であるならば、予防的処遇は、当然何らかの問題が家族に生じないような方策を予めなすことである。その予防は、もともとの疾病—病理モデルから、むしろ未来志向的な健康モデルに基づいて現在謳われている地域支援でのプロモーション活動のような地域や家族の潜在力を増すことも意味している。同時に倉石が示唆するようにケアする家族が何らかの問題を生じる前にエンパワーし、問題発生を予防するというサービスも考えられる。

いずれにせよ、家族ソーシャルワークは、ソーシャルワークならではの相談・連携・調整等のソーシャルワークの機能やその枠組みに則りながら、全体としての家族を主体として、家族のために執り行われる一連の活動で、それは家族全体、家族員、家族に関わるひとびとや組織すべてに働きかけるものであり、必ずしも「問題」のある家族を対象としたものではなく、地域全体を活性化する包括的な取り組みをも含むと言えよう^{iv)}。

3. 家族レジリエンス（家族に内在する復元力、回復力）概念

ここで、着目しうるのが、家族レジリエンスという考え方である。近年、個人や家族のレジリエンスという言葉が時々使われるようになった。レジリエンスとは元に戻る力、復元力を言う。劣悪な環境で育ち、虐待を受けた子どもたちであっても必ずしも大人になったときに問題を抱えているとは限らない。健やかに成長する子どもたちは、悲惨な体験にも関わらず、そのレジリエンスと言われる可塑性が働いて回復するのではないかと考えられ、そのように家族も非常な困難な状態を経験しても、家族として回復する力があるのではないかということにワルシュ (Walsh, F., 1996)³⁷⁾が着目した。その家族の自己修復力を信頼し、それをワルシュは「家族レジリエンス概念」として紹介し、臨床的に用いることの有用性を説いた。困難にある家族を傷付いたものとしてでなく、チャレンジなものともみなし、圧倒されるようなストレスの中で、家族が生き抜いてきた力に注目するものである。ワルシュの家族レジリエンス概念がユニークなのは、それを単なる家族アセスメントの指標として用いるのではなく、その家族レジリエンスが円滑に機能することを促進するような関わりの材料として呈示したことにある。家族には基本的に危機的状況前の家族の機能レベルに戻る力があると仮定し、家族機能は、病理的な面からでなく、健康さの面から捉えられものであるとしている。この家族レジリエンスは、人の持つストレスに注目するストレス・アプローチの文脈にのるものであるが、今後の家族ソーシャルワーク実践に向けて、その肯定的な力が自然に発生するような働

きかけは必要であると考えられる。

V 最後に

本稿では、家族福祉について概観し、家族についての考え方の相違が家族福祉の立場にも相違をもたらすことを明らかにした。現代社会の制度や現象や家族を巡る言説、意識から鑑み、パラダイムの違う3つの家族モデル、家族意識が併存している今日、家族福祉やその具体的方法論を一にして論じるのは困難にも見える。しかしながら、家族を全体システムの中の一つのシステムとして捉え、それに対してシステムミックに介入していこうとする今日のシステム論やエコロジカル・アプローチに基づいた北米のモデルは有効であると思われる。また、家族がどのような形態をとるにせよ、家族の維持強化のためというよりも、一人ひとりの家族員やひとつひとつの家族のあり方を肯定的に促進しようとする家族レジリエンス概念に代表されるような家族ソーシャルワークの方法論が有効であると思われる。家族が機能するためにも、基本的には個人の選を重視して、家族への働きかけを行うための家族ソーシャルワーク論が求められるところである。日本における家族ソーシャルワークは「ファミリーソーシャルワーカー」の児童施設への配置で漸く制度的に浮かび上がってきたが、実は介護家族への関わり等でも現場でのその方法論の確立が望まれているところであり、今後、具体的な家族ソーシャルワークの方法論の構築を課題としたい。

引用・参考文献

- 1) 廣井亮一 (2005)「法と家族」得津慎子編著『家族支援論：一人ひとりと家族のために』相川

iv ここで、家族ソーシャルワークの前提として以下を紹介する (得津, 2005)。

第一に、個人も家族も基本的に同じように当事者 (サービス利用者) である。

第二に、家族は問題の住処 (すみか) とはみない。問題解決のための単なる単位としてもみない。必要に応じて、家族の回復する力や機能 (家族レジリエンス) が十全に働くためのサポートを行うものである。

第三に、社会の制度や政策は個人や家族のためのものである。ひとりひとりの個人がより機能しうるように制度・政策は策定されねばならない。ゆえに、制度・政策がより個人や家族のために機能しうような提案やソーシャルアクションも家族支援の一貫として積極的に行うものである。

- 書房
- 2) 青木 煌（1989）「民法上の氏と呼称上の氏について」『家庭裁判所月報』41-5
 - 3) 森岡清美（1997）『新しい家族社会学』4訂版 倍風館
 - 4) 野々山久也（1992）『家族福祉の視点：多様化するライフスタイルを生きる』ミネルヴァ書房
 - 5) 落合恵美子（1989）『近代家族とフェミニズム』勁草書房
 - 6) 鈴木富美子（2005）「家族社会学から見る家族」得津慎子編著『家族支援論：一人ひとりと家族のために』相川書房
 - 7) 前掲書
 - 8) 伊田広行（2003）『スピリチュアル・シングル宣言－：生き方と社会運動の新しい原理を求めて』明石書店
 - 9) 野川とも江（2003）『介護家族のQOL：介護家族のQOLを支える地域ケアシステムの構築を目指して』中央法規出版
 - 10) 和気純子（1998）『高齢者を介護する家族』川島書店
 - 11) 野谷加代子、村川浩一共編（1996）『高齢者と家族』中央法規出版
 - 12) 柏女霊峰・山懸文治編著（1998）『新しい子ども家庭福祉』ミネルヴァ書房
 - 13) 芝野松次郎（2004）「施設ケアとファミリーソーシャルワーク」『社会福祉研究』90
 - 14) 野々山久也、前掲書
 - 15) 黒川昭登（1994）『家族福祉の理論と方法』誠信書房
 - 16) 岡村重夫・黒川昭登（1971）『家族福祉論』ミネルヴァ書房
 - 17) 岡村重夫（1963）『社会福祉学総論』柴田書店
 - 18) 岡村、前掲書
 - 19) 岡村、前掲書
 - 20) 岡村、前掲書
 - 21) 岡村、前掲書
 - 22) 野々山、前掲書
 - 23) 相澤譲治（2002）『家族福祉論』勁草書房
 - 24) 畠中宗一（2002）『よくわかる家族福祉』ミネルヴァ書房
 - 25) 秋元美世等編（2003）『現代社会福祉辞典』有斐閣
 - 26) 庄司洋子（1993）「家族福祉」京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣出版
 - 27) 秋元美世等 前掲書
 - 28) 木村 汎（1992）「家族福祉の行方」『徳島社会福祉研究』3、徳島県社会福祉協議会
 - 29) 副田義也（2000）『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房
 - 30) 伊田、前掲書
 - 31) Richmond, M. (1917) *Social Diagnosis*. Russell Sage Foundation, New York.
 - 32) Zimmerman S. S. (1980) *The family: Building block or anachronism*. *Social Casework*, 61.
 - 33) Hartman, A. & Laird, J. (1983) *The Family Centered Social Work*. The Free Press, New York.
 - 34) 太田義弘（1993）「家族ソーシャルワーク」京極高宣監修『現代福祉学レキシコン』雄山閣出版
 - 35) 杉井潤子（2002）「ファミリー・ソーシャルワーク」畠中編『よくわかる家族福祉』ミネルヴァ書房
 - 36) 倉石哲也（2004）『ワークブック社会福祉援助技術演習③家族ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房
 - 37) Walsh, F.: *The Concept of Family Resilience: Crisis and Challenge*. *Family Process*, 1996, vol. 35 (3), 261-281.